

第2号様式 (第9条関係)

〇年 4月 1日

土地の所有権等の移転等の届出書

三重県知事 宛て

住所又は所在地 津市広明町〇〇

氏名又は名称及び 三重 太郎

法人にあってはその代表者の氏名

(代理人)

住所又は所在地 津市広明町△△

氏名又は名称及び 水源 次郎

法人にあってはその代表者の氏名

代理人による届出の場合、
代理人も併記

三重県水源地域の保全に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者に関する事項

届出者と一致

所有権等の移転又は 設定をしようとする 者	氏名	三重 太郎
	住所	津市広明町〇〇
	電話	※連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。
	業種	<input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (会社員)
所有権等の移転又は 設定を受けようとする 者	氏名	三重 花子
	住所	松阪市高町〇〇
	電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	業種	<input checked="" type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> その他 ()
契約に係る権利の種 別及び内容	種別:	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権 (<input type="checkbox"/> 期間に定めのある場合: 年 月 日まで)
	内容:	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 移転 賃借権などの場合に記入
契約締結予定年月日	〇年 5月 5日	

買い主について記入

賃借権などの場合に記入

2 土地に関する事項

欄が不足する場合は「別紙」等と記載し、これらの事項を記載した別紙を添付する

土地の所在	地目	現況	面積
津市美杉町〇〇 ※必ず地番まで記入してください	山林	スギ林、50年生	10,000㎡
			㎡
			㎡
合計	1筆		10,000㎡
所有権等の移転又は 設定の後における 土地の利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 現在の利用目的と同じ (林業)		
	<input type="checkbox"/> 現在の利用目的と異なる <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 資産保有 <input type="checkbox"/> 宅地・別荘 <input type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> 工場 (業種:) <input type="checkbox"/> 採石・採土 <input type="checkbox"/> 土捨場 <input type="checkbox"/> ゴルフ場 <input type="checkbox"/> レジャー施設 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 未定		

3 添付書類

添付書類については次項を参照

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他の当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

※以下の資料を添付する

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面について（①及び②とし、可能な場合は③も添付する）

- ①当該土地の位置が分かる図面（縮尺概ね5万分の1以上）
- ②当該土地の位置が分かる図面（縮尺概ね5千分の1以上）
- ③当該土地の概ねの形状及び大きさが分かる図面（縮尺概ね5千分の1以上）

なお、②及び③の図面は森林計画図を基本とするが、上記の内容を満たすものであれば、民間の地図会社やインターネットにより提供されているもの（著作権法上問題が生じないもの）で差し支えないものとする。また、③の図面の添付がある場合は、②の図面を兼ねることができる。

- (2) 規則第9条第2項第2号の当該土地について所有権等を有することを証する書面の写しについて

当該土地について現に土地所有権等を有することを証するものであって、届出時点で有効な書面のことをいい、例示すると次のとおり。（どれか1つ）

- (1) 登記済証
- (2) 登記識別情報通知書
- (3) 土地売買等契約書
- (4) 固定資産に係る証明書等
 - ア 固定資産課税台帳記載事項証明書
 - イ 固定資産評価証明書
 - ウ 固定資産公租公課証明書
 - エ 固定資産所有証明書
 - オ 固定資産税納税通知書

なお、インターネットを利用した登記情報提供サービスから出力された登記情報は、不可とする。

備考

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
- 3 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄において選択した権利で期間が設定されているものについては、その期間を記入してください。
- 4 「土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町名から記入してください。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外○筆（別紙記載）」として記載の上、別紙を添付してください。
- 5 「現況」の欄は、木竹の生育状況（樹種又は林齢）など、主たる現況を具体的に記載してください。
- 6 () 内には、内容を具体的に記載してください。